第３９回大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日時 平成２８年３月２５日（金曜日）

午前１０時から正午

場所 ホテルプリムローズ大阪（鳳凰（東））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪市中央区大手前３－１－４３

出席委員（五十音順、敬称略）

（一財）大阪府身体障害者福祉協会会長　嵐谷　安雄

日本労働組合総連合会大阪府連合会部長　岩﨑　富巳子

（公社）大阪聴力障害者協会会長　大竹　浩司

　　　（社福）大阪府社会福祉協議会会長　綛山　哲男

　　　（一社）大阪精神科病院協会会長　河﨑　建人

　　　（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長　倉町　公之

　　　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長　坂本　ヒロ子

　　　大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授　関川　芳孝

　　　（一社）大阪府歯科医師会理事　大東　美穂

　　　（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長　髙橋　あい子

　　　特定非営利活動法人大阪難病連理事長　髙橋　喜義

　　　大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会　壷井　一平

　　　（社福）大阪府肢体不自由者協会常務理事兼事務局長　道井　忠男

　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事　中内　福成

　　　（社福）四天王寺福祉事業団四天王寺太子学園施設長　成澤　佐知子

　　　梅花女子大学心理こども学部心理学科教授　新澤　伸子

　　　大阪自閉症協会副会長　福田　啓子

　　　（公社）関西経済連合会理事　藤原　幸則

　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　古田　朋也

　◎　関西学院大学人間福祉学部教授　牧里　毎治

　　　（一社）大阪知的障害者福祉協会会長　安本　伊佐子

　　　大阪精神障害者連絡会代表　山本　深雪

大阪府町村長会副会長（忠岡町長）　和田　吉衛

　◎　会長

○事務局

定刻になりましたので、ただいまから「第３９回　大阪府障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。

　委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

　本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　会議に先立ちまして、ご報告させていただきたいことがございます。

　長年、本協議会の委員にご就任いただいておりました、日本筋ジストロフィー協会大阪支部長の中岡委員が、昨年の１２月１４日にお亡くなりになりました。謹んでお悔み申し上げます。

　それでは、開会に当たり、福祉部長の酒井よりひと言ごあいさつ申し上げます。

○事務局

　それでは、ひと言ごあいさつ申し上げます。

　本日は、委員各位におかれましては、ご多忙の中、本協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

　本日の会議では、お配りしている次第にもございますように、議題を４点、予定しております。

　このうちの１点目と２点目は、「障がい福祉計画」に関する議題です。

　本計画につきましては、昨年度、第３期の計画が終了し、本年度より新たに第４期の計画を開始しているところですが、本府（大阪府）の障がい福祉行政をより良いものにしていくためには、過去の計画の総括はもちろんのこと、現在の計画のＰＤＣＡサイクルを適切に運用していくことが重要であると認識しているところです。

　このため、議題１において、第３期の計画の達成状況や、今後の課題についてご報告するとともに、議題２においては、第４期計画１年目の実績について、９月末時点までの中間報告をさせていただき、皆様よりご意見をいただきたいと考えております。

　また、３点目は、本協議会における新たな部会の設置についてです。

　詳細は後ほどご説明しますが、現在の「第４次大阪府障がい者計画」の評価・見直しに向けた部会と、手話言語条例の方向性や手話の普及に向けた取組みについて検討するための部会を新たに設置することについてお諮りしたいと存じます。

　最後の４点目は、障がいを理由とする差別の解消に関する取組みについてです。

　前回９月の本協議会において、「法施行にあわせて、府として、法を補完するための条例を制定するとともに、施行後の状況をしっかりと検証するためにも、見直しを行うための検討規定が必要」との決意を申し上げました。

　その後、部会の先生方の意見を踏まえ、知事とも十分相談させていただきました。その上でパブリックコメントを経て、２月定例会に条例案を提出しました。議会のご理解を得て、昨日２５日に条例案は可決の運びとなりました。

　本日は「大阪府障がい者差別解消条例」、庁内で進めている対応要領等、法施行に向けた府の取組みについて報告させていただきます。

　本日の議題はいずれも、今後の障がい福祉行政の推進、障がい者の権利実現に係る重要な内容となっております。限られた時間ではございますが、委員の皆さまから忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの開会のあいさつとさせていただきます。

　本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

　現在の委員は、配付しております名簿のとおり２７名でございます。本日は委員２７名のうち、２３名のご出席をいただいております。

　大阪府障害者施策推進協議会条例第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。また、今回、１名の委員の方が代わられておりまして、今回より本協議会での審議に参画していただきますので、お名前をご紹介させていただきます。

　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長の髙橋あい子委員でございます。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

　次第

　委員名簿

　資料１「第３期大阪府障がい福祉計画」（Ｈ２４～Ｈ２６）の達成状況について

　資料２「第４期大阪府障がい福祉計画」活動指標の平成２７年度上半期実績について

　資料３「障がい者施策推進協議会の新部会の設置について」

　資料４「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

　資料５―１「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程（案）及び同要綱（案）等」

　資料５―２「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程（案）等」

　資料５―３「大阪府警察障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程（案）等」

　資料６「平成２８年度障がい者差別解消総合推進事業」

　配席図

　資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

　また、資料５については、資料５―１、資料５―２、資料５―３は１つにまとめて綴じてります。

　ご確認ありがとうございました。

　なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。

　また、配付資料と共に、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として、府のホームページで公開する予定にしております。但し、委員名は記載いたしません。予めご了解いただきますようお願いします。

　次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるようにゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○会長

おはようございます。ご無沙汰しておりますがよろしくお願いいたします。

　本日の議題については、お手元の次第にございますように４点ございます。

　１つ目は、「第３期大阪府障がい福祉計画の達成状況について」です。

　２つ目は、「第４期大阪府障がい福祉計画活動指標の平成２７年度上半期実績について」です。

　３つ目は、「平成２８年度からの新部会の設置について」お諮りしたいと思います。

　最後は、大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組みについて、お諮りしたいと思っております。

それでは、まずは１つ目の議題につきまして、事務局から報告いただき、その後皆さんからご質問・ご意見をいただきます。

　よろしくお願いいたします。

○事務局

おはようございます。障がい福祉企画課です。よろしくお願いいたします。

　議題１に基づき、「第３期大阪府障がい福祉計画」の達成状況について報告させていただきます。

　「第３期大阪府障がい福祉計画」については、平成２４年度から平成２６年度を計画期間としており、昨年度末に終期を迎えたところです。

　平成２６年度の実績については、前回の推進協議会でご報告させていただいきましたが、その際、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に係る実績及び全国の工賃水準と比較した大阪府の実績について、報告ができないままとなっていました。今回、その数値がとりまとめられましたので、まずはその数値を報告させていただきます。

　点字版については参考資料をご覧ください。墨字版は、資料を２枚めくっていただくと、右肩に「参考」と付した資料がついております。こちらが前回の推進協でお示しした資料となっています。点字版については、３ページの中段から５ページの上段にかけて、墨字版については、参考資料の２ページが精神障がいの実績に係る部分となっています。

　入院中の精神障がい者の地域生活への移行に係る目標については、２つの着眼点に基づき目標を設定しております。

　１点目は、１年未満入院者の平均退院率で、２点目が、入院期間５年以上かつ６５歳以上の退院者数です。

　１点目は、平成２６年度における１年未満入院者の平均退院率を、平成２０年６月３０日調査比、いわゆる６３０調査（厚生労働省「精神保健福祉資料」）と呼ばれておりますが、これに比べ、７％相当分増加させる７７．８％を数値目標としています。それに対する実績は、７５．３％となっており、目標にはやや及びませんでした。

　一方で、２点目については、平成２６年度における入院期間５年以上かつ６５歳以上の退院者数を４９０名とすることを目標としていましたが、それに対する実績は７０９人となっております。目標を上回る実績となりました。

　これらの実績となった要因については、特別な事情等は見受けられず、２６年度限りのことなのか、これからもこのような水準が続くのか、慎重に見守る必要があると考えています。

　なお、第３期の計画においては、精神障がいに係る目標の実績については、国の６３０調査の確定を待たざるを得ず、他の目標よりも遅いタイミングでの報告となってしまいました。

　しかしながら、これまでのように国の確定値を待つ形ではデータ自体が古いものとなってしまうことから、第４期の計画においては、ＰＤＣＡサイクルを適切に運用するため、国の確定値を待つことなく、大阪府の集計ができた段階で計画の進捗を検証する推計値として扱うこととしたいと考えています。

　続いて、点字版については６ページ中段から７ページ中段まで、墨字版では参考資料３ページの下段をご覧ください。

　前回、工賃の水準について大阪府の実績の速報値をご報告させていただきましたが、最終的には資料にあるように、１万７６３円が大阪府の実績となります。

　一方、前回ご報告ができていなかった工賃の全国平均は１万４８３８円となり、これと比較した大阪府の実績は、これまでどおりの４７位であることから、今後もより一層の取組みが求められると考えております。

　これらも含め、第３期大阪府障がい福祉計画に掲げる目標に対する実績を整理した資料が、点字版については資料１、墨字版では資料１の１ページから４ページとなっています。

　前回に説明した内容と重複するため、詳細な説明は割愛しますが、墨字版の１ページについては、入所施設利用者の地域移行と入所施設利用者の削減について記載しており、これらの目標については、いずれも、国の基本指針で定められた数値を達成することはできたものの、大阪府が自ら設定した目標については達成には至りませんでした。

　入所施設からの地域移行を進めていくためには、地域への移行を促し、具体的にそれを支援し、移行した先での定着を支援するための仕組みの構築や強化、地域移行の受け皿となる住まいの場の確保、必要なサービスの確保や、実際にそのサービスを提供する人材の確保、相談支援体制をはじめとする地域のネットワークの強化などの取組みを一体のものとして、計画的に推進していくことが重要であり、このような視点をもって、後ほど説明する、第４次大阪府障がい者計画の見直しにも反映していかなければならないと認識しているところです。

　続いて、点字版については５ページから８ページ、墨字版では２ページです。先ほど説明した精神障がいの２つの着眼点ごとに、目標に対する実績を整理しています。

　入所施設からの地域移行と同様、今後の課題の大きな柱建てを記載していますが、精神障がいについては、その特有の課題、例えばどのような場が精神障がい者の住まいの場として最適なのか、というようなことも考慮しながら検討する必要があると考えています。

　続いて、点字版については９ページから１０ページ、墨字版では３ページ及び４ページです。一般就労への移行等について整理をしています。

　一般就労については、３つの目標が設定されております。工賃については先ほどご説明したとおりです。

　福祉施設から一般就労への移行、就労移行支援事業及び就労継続支援（Ａ型）の利用者については、就労継続支援（Ａ型）の利用者以外の目標は達成には至りませんでした。

　一般就労への移行を実現していくためには、企業等への啓発や働きかけを通じた障がい者雇用の拡大、就労に向けた地域の関係機関の連携体制の構築、様々な形で就労を支える就労移行支援や就労継続支援の充実・強化、工賃水準の向上のほか、就労すること自体が目標ではなく、その先で定着し、働き続けることまでを視野に入れた支援を強化していくことが重要と認識しているところです。

　冒頭で説明した参考資料については、前回９月に開催した障がい者施策推進協議会で報告した資料に今回の実績を追記し、完成版としたものです。

　この議題では、昨年度終期を迎えた「第３期大阪府障がい福祉計画」の達成状況と、今後の計画の見直しにおいて、突き詰めていかなければならない課題の大きな柱建てについてご報告させていただきました。

　今後、このような課題も視野に入れつつ、次年度以降の計画の見直しの検討に取り組んでいきたいと考えていますので、本日、委員の皆様からも、とりわけ地域移行や退院促進、一般就労の推進に係る課題等について、忌憚のないご意見をいただければと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

○会長

それでは、ご質問やご意見をお聞きしましょうか。

○委員

グループホームの数値目標ですが、身体障がい者はもともと数値目標を低く設定していたので達成していることになっていますが、精神障がい・知的障がい、それぞれ達成しておりません。

　現在の課題として、きょうは危機管理室は来られていますね。消防の問題でひと言申し上げます。

　この間、消防庁で重度障がい者のグループホームが０㎡からスプリンクラーの設置を義務づけられたという問題があり、この前の府議会でも議論がされているかと思います。

　障がい者のグループホームは、一般住居や共同住宅をそのまま利用しているものが多く、国ではそのような実態を把握しないまま、高齢者のグループホームや入所施設と同じようにみなしてしまったために、スプリンクラーの設置を義務づけてしまった。

　もちろん大きなグループホームで火災が相次いだこともあってのことなのですが、小規模グループホームに対しても０㎡からそのようなことを求めてしまったという問題があります。

　消防庁とも、やり取りは積み重ねてきているのですが、一向に見直そうとしておりません。

　大阪府下では、重度障がい者のグループホームが全国でも一番多い地域であり、府営住宅でのグループホームも５８０軒あります。そのうち２００軒ほどが重度障がい者のグループホームと考えられていますが、そこで問題なのはスプリンクラーがつけられないことと、スプリンクラーの代替設備として、この間、パッケージ型自動消火設備というボンベを全室に設置することになってまいりました。

　ただし、そのパッケージ型をつけるだけではだめだということになり、内装を全部、石膏ボードを壁に貼りつけていかないと認められないというような問題が出てきまして、府営住宅でも一戸建てでも、全室の壁に石膏ボードを貼りつけ、そのうえで、高さ１．４ｍのボンベを設置しなければならないというような問題が出てきて、大変、これから困る事態が発生することが予想されます。

　貸してくれないとか、追い出されるという事態にもなり、この福祉計画の数値目標の達成に大きく影響してくるものと思われますので、引き続き、消防庁では、これは各市消防局の判断と言われておりますが、そのような問題を各市がバラバラで対応してはならない問題であり、ぜひ、府の消防の保安課で、大阪府内どのような対応をするのか、内装不燃まで求めなくていいとか、独自の緩和策を障がい福祉と連携をして、ぜひともご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

いくつかご質問やご意見を頂戴してから、まとめて事務局からお答えをいただきたいと思います。

○委員

　退院促進のことでお伺いしたいと思います。資料は２ページですね。

　２つの指標があり、１年未満入院者の平均退院率を、目標は７７．８％にしたいということですが、７５％程度にとどまっていると。もう１つの目標値については、目標値を相当上回る実績が出ていると、このように書いてありますが、この２つとも、簡単でよろしいですが、原因など、わかる範囲でご説明いただきたいと思います。

　以上です。

○会長

ほかによろしいですか。

○委員

　１つは、目標や達成などの数値が単純に並べられるのですが、数値の中身をしっかり見ていかないと、数だけを追いかけていいのかという気がしています。

　特に、Ａ型の作業所が急激に増えているという、もともと、Ａ型の制度をわれわれの視点で考えると、そうは簡単にできる事業ではないということがあるのですが、現実にこのように一方的に増えていくというのは、これは児童の放課後等デイサービスなどときっとよく似た性格のもので、いわゆる営利事業を推奨するいろいろな研修の場で、このような事業を、儲けるためにどのようにするかを研修されているとかというような状況もあります。

　現実に、その人たちがＡ型で本当に生活が維持できるかという状況になっているかどうか、というのは非常に大きな問題だと思います。

　特にＡ型を終わって作業所に戻ってくるというケースも多くなってきていますので、それは、何のためのＡ型かをしっかり見極めていく必要があるだろうと思っています。

　もう１点ですが、暮らしの問題で、今、制度的にというか、性格的に、入所施設を抑制する方向で動いているわけで、それに対抗して、グループホーム等の拡大が制度的に推奨されているわけですが、これが目標に達していかないというか、遅れていくというのは、いわゆる一般の住宅の借家等で対応できる障がい者は非常に軽い方で、現実に入所を必要とするような障がいの重い方たちがグループホームに入っていくとなると、独自に土地を確保して、新しくホームをつくらざるを得ないという状況もあり、ざっと１０人規模で１億円ぐらいの費用が必要だということが実態としてはあります。

　これについても、このままでいくと、今の現状では入所ができない、グループホームも含めて暮らしの場がないという人たちが、結果としてショートステイにたらいまわしされているという、長期にわたってショートステイを転々としている。いわゆるロングショートという言葉が通用するようなことになっています。

　これについて、特別に施策を打たないと、単に民間の業者任せにして、自然増でグループホーム問題が解決するとは思いません。

　特に、作業所に通っている親の高齢化問題というのは、喫緊の課題になっていますので、ぜひそこも意識をしてみていただきたいと思います。

以上です。

○会長

どうぞ。

○委員

私は、資料２ページ目の入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関して、着眼点１のデータが、ずっと７０％台を推移してきているということを見ると、いつも胸が苦しくなります。

　といいますのは、新規入院の患者さんたちは、他の国においては９０％台の退院ができています。どうして日本においては７０％台の退院率になるのだろうと。同じ病気で同じ品質の治療がなされていれば、同じく１年以内に９０％近くの方が退院できて当然で、それが不可能になるには、何が７０％台に押し下げているのか。それをこの間ずっと、この場でも意見等を述べさせていただきました。

　私はいろいろな要因があると思いますが、その１つとして、退院先の確保としての１つの形態のグループホームの確保の中で、障がいの状態の波があることで、空き部屋が発生することで赤字が発生すると。運営主体の方々が伸び悩みでグループホームの定員を減らさざるを得なかった、という話をよく耳にしてきました。

　これは精神障がい者特有の障がい特性ですので、そのことに対する手立てがきちんと立てられないと、障がいがずっと横ばいでいくということではありませんので、そのことの何らかの手立てがなされる必要があると、強く思っています。

　それと同時に、退院先の確保がよりしやすいように、これまでどおりに府営住宅などをグループホームとして利用できるような、安い、大きなお金を持っていなくても何とか運用できる、確保することができるような手立てを、これはどの程度広まってきたのかというお尋ねをします。

　着眼点２の、６５歳以上の方の退院者数が伸びているということで、４９０人目途が７０９人であったという評価がなされていますが、私としては、同時に６３０調査については、退院先がどこであったかということ、施設なのか在宅なのか、死亡だったのか、他の病院への転院だったのかというデータが出ておりますので、それらも合わせて付けていただきたかったと思います。

　そうでないと、退院した先をどのように評価するのかがあってはじめて評価になると思いますので、資料の準備上、そこのところは配慮いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○会長

どうぞ。

○委員

　今の委員のご発言に関連するかもしれませんが、２ページ目の入院中の精神障がい者の地域以降、生活への移行の件についてでございます。着眼点１の１年未満入院者の平均退院率についてです。

　先ほど、委員から、この数値が諸外国と比べても低いのではないかということでございました。

　これは、新規の入院患者さんを、１年経った段階でどれぐらい退院されるのかという切り口でいきますと、日本でもほぼ９０%という数値なのです。

　ここで扱っている１年未満入院者の平均退院率は、新規入院の患者さんが、１年後にどれだけ退院をしているのかということとは少し観点が違いますので、先ほどおっしゃった９０%と、この７５％台の数値を比較するのは、少しズレがあるのかなと思います。

　これはまた後で事務局で確認をしていただければと思いますが、今の日本の精神科医療の現場では、新規入院患者さんが１年後にどれだけ入院しているのか、退院しているのかという数値に関しては９０％をほぼ超えておりますし、この第４期の障がい福祉計画の数値目標でも、それは設定されておりますので、そこのご理解をよろしくお願いいたします。

　それと、もっと重要なのは、今の委員のこの着眼点２についてです。

　７０９名の退院、ここはあくまで数値目標は、地域生活への移行ということなのですね。この７０９名の方が、果たしてどこへ移行されたのか、やはりそこまで分析をしないと、本来の地域生活への移行ということが達成されたと言えない。極めて重要なご指摘だったと思います。

　特に、今回の６５歳以上の方の退院ということになっておりますので、本来はこのような方の多くは、介護保険サービスをどのように利用できるのか、ということを促進することが非常に重要だと思っているのですが、その視点は大阪府ではどのようにお考えなのか、それも併せてお聞きしたいと思います。以上です。

○会長

ひととおり出たところで、事務局でお答えできるところはお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

　まず、グループホームのスプリンクラーの設置や改装問題について、なかなか消防関係で進んでいないが、府としてどのように考えているのかというご質問がありました。

○事務局

危機管理室です。

　ご意見をいただいた点については、市町村と連携して取り組むようにしていきたいと思います。

　本日のご意見については、関係の担当課にお伝えをさせていただきたいと思いますので、また回答があり次第お答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長

あと、退院促進が７５%にとどまっているという、もちろん新規入院とは違うというお話がありましたが、そもそも７５％にとどまっている原因をどのように考えているのかというご質問ですが。

○事務局

　生活基盤推進課でございます。

　委員が言われたように、この７７％の考え方は、国が示す計算式がありまして、それに当てはめるとこのようになるのですが、１年以内に退院されている患者の率といいますと、平成２６年度の実績でいましても９１．７%となっております。この数年、新たに入院された方は、１年以内に９０％が退院されているということが実情でございます。

　着眼点２ですが、まずもって、事務局からこのようなことを言っていいのかどうかわかりませんが、６５歳以上に限定しているというのも国の考え方に沿ったもので、あまり意味のない数値なのかなと考えております。

　これも推計値で、平成２５年度の６３０調査と平成２６年度の６３０調査の結果から導き出したもので、個人の方に着目して、１年後にどのようになっているか、５年以上入院されている６５歳以上の方がどれぐらいおられるかということを、個別に追跡調査したものではございません。あくまでも推計値ということで取り扱っております。

　それを受けまして後ほど説明をいたしますが、第４期の障がい福祉計画では、より実態に則した数値目標を上げると変更しております。

　実は、切り口が違うのですが、大阪府精神科病院協会にご協力をいただき、毎年大阪府独自で実施しております在院患者調査、これは、６月時点で、府下の全精神科病院のベッドに入院されている方がどのような状況なのか、例えば入院期間がどれだけなのか、どのような病気で入院されているのか、本人様の病気の状態はどうなのか、といった調査をさせていただいております。

　その調査の結果で申し上げますと、ざっと、退院される方の７５％くらいが家庭復帰をされていると。グループホーム、ケアホームに行かれる方が１０％、転院された方が１０％程度、残念ながら亡くなられた方が５％という数字になっております。ですから、決して病院から病院に移っている方が多いということではなく、家庭に復帰されている方が相当数おられるということが現実です。

　ただ、ほかの委員からもご質問がありましたように、まだまだ精神障がいの方の地域移行は進めていかなければならない。いろいろな課題があると理解しております。

　実は、今年度は国のモデル事業補助金を活用し、精神障がい者に関するワーキンググループ、そちらで検討を重ねております。この中の委員にも数名入っていただいております。

　残念ながら、年度内に報告書をまとめることはできませんでした。いろいろな課題を挙げていただいているので、平成２８年度の早い段階で報告書を取りまとめ、国への要望や府内市町村への周知などをしていきたいと思っております。

以上です。

○会長

特に、６５歳以上の課題については、介護保険サービスを利用している人もいるのではないかというご指摘もありましたが、そこはつかんでおられるのでしょうか。

○事務局

　そちらについては、まだ調査はできておりません。

　たぶん、利用はされているとは思いますが、確定的なことは申し上げることはできない状態です。

○会長

今後の調査を待たないと分からないということですね。

　委員から、Ａ型の作業所が増えているということでしたが、その実態をどこまでつかんでいるのかというお話がありましたが、これについてはいかがですか。

○事務局

　自立支援課です。

　就労継続支援Ａ型の事業所ですが、平成２３年度の数字と平成２６年度、３カ年の推移を見ますと、ご指摘のとおりで、約３倍、利用者も事業所数も約３倍の伸びを示しており急増しております。

　この事業所のサービスの質の担保といいますか、質の向上は必須ではないかと認識しております。

　このため、われわれ府としては、労働部局や国、様々な就労支援機関、障がい者就業支援センターなどの力もお借りし、事業所職員の支援力の向上に向けたセミナー・研修を開催しております。

　これは、一方的な講義でやっていくということではなく、事業所の職員の方々に様々な形で参加いただき、参加型の研修として支援力の向上に直結していただく。また、いろいろな事業所同士のつながりを持っていただくことで、日々困った内容、情報交換などもしていただければと思っております。

　平成２６年度は４回開催させていただき、来年度も実施していきたいと思っております。

　また、支援に関する情報提供といいますか、かなりお忙しいという事業所の声も聞いておりますので、なかなか研修に参加できないという事業所向けにも、就労支援に関する情報発信として、府のホームページにおいて、事業所における支援力向上に向けた情報提供をさせていただく、このように思っております。以上でございます。

○会長

研修に関してはわかりましたが、事業所実態についてわかっているのかという質問でなかったかと思うのですが。

　生活実態はどうなっているのか、要するに、舞い戻ってくる人がいたり、なかなかＡ型事業所ですと、事業実績をつくろうと思うと、軽度の、能力の高い人をキープするとかということが起きたり、やはり障がいの重い・軽いによって実態が随分違うのではないかというご指摘ではなかったかと思うのですが。

○事務局

利用者の方に、私が何人かにお聞きした話では、Ａ型事業所は、雇用条件を、契約を結んでの利用となりますので、民間企業で働くとなったときに、やはり福祉的支援がなかなか受けにくいところがあるという発言がありました。

　Ａ型事業所であれば福祉的な支援を受けやすいということ、そのような環境があるのでＡ型事業所の利用をしているということでございます。

　具体的な利用実態などは、まだ調査が行き届いていないということです。

○会長

もう１つ、先ほどグループホームの話がでましたが、グループホームについて達成が遅れているのではないか、逆にショートステイのような、代用している実態はないのかというご質問がありましたが、その点についてはいかがですか。

○事務局

委員から、地域移行を進めるにあたって、暮らしの場の確保など、その課題についてご質問をいただきました。

　ご指摘のとおり、地域移行に関しては、この他にも多くの課題があると認識しております。

　次年度以降の計画の検討にあたりましては、その課題の抽出も含めて、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○会長

いくつかご質問やご意見をいただきましたが、事務局の考え方について報告いただきましたが、漏れていることはありますか。

　どうぞ。

○委員

　Ａ型事業所の内容をどこまでチェックしているのかわかりませんが、例えば、その人個人が１日どれぐらいの時間働いているのかということと、期間が何年ぐらいになっているのかということ、その数字をとればたぶん実態が見えてくると思うので、いわゆる最低賃金を確保するということが前提になりますので、長時間働くとお金が足りなくなるので、短時間で終わりというケースもあるようですし、いわゆる雇用奨励金、職業安定所（ハローワーク）から有効な１年半から２年間、それで人を入れ替えていくという、そのようなこともありますし。

　単に、研修の参加率が悪い事業所が悪いとは、私は思っていないのです。そのぐらい大変な事業であるはずなのです。

　ですから、逆に営利をいろいろと工夫をしている所ほど、研修等への参加率は高いのではないかと、これは私の勝手な想像ですが。このように書類の作り方が非常に上手であるとか、行政に対しても上手に媚を売るという所も含めて、そこは商売ですから、われわれがやっている福祉とは少し次元が違うのではないかと思っています。

以上です。

○会長

ともかく、Ａ型事業所の実態調査はありますか。大阪府ではなくても、全国レベルであるとか、把握していることで結構ですが。

○事務局

今年度の９月に、国から就労継続支援Ａ型事業所の運営に関する通知といいますか、出ておりまして、今、委員がご指摘された、いわゆる一定期間の後に利用者を入れ替えている、言い方は悪いですが入れ替えているとか、適切な仕事を与えていないのではないかと、そのような指摘がありました。

　そのようなことも受けまして、われわれとしましても、私もできる範囲といってはおかしいのですが、利用者さんの声を聞きたいなと思い、お聞きした内容が先程の内容でした。

　Ａ型事業所の実態、事業所の内容といいますか、そこになってきますと自立支援課ではやり切れないところもありますので、関係機関との連携を図りながら、その辺の調査をやっていかないといけないのかなと思っております。

　私がお聞きした利用者の方は、４時間の利用という方が圧倒的に多くありました。雇用契約を結んでおられますので、最低賃金はもらっておられた方々でした。

以上でございます。

○会長

個人的な調査はいいのですが、府として統計的に取る必要があるのではないでしょうか。

　もちろん、単独でできないのであれば連携をして、そのような調査が可能なのか、予算のことがあったり、体制のことがあったり簡単にはいかないのかもしれませんが、検討されてみてはいかがですか。

　今、第３期の計画を振り返っているのですが、そろそろ第４期計画にいかないと時間が足りなくなってきましたので。

　どうぞ

○委員

　これは障がい者のほうなのですが、やはり、就労になりますと、少し教育委員会の支援学校のその後の状況を参考で教えていただくと、Ａ型の就労移行に行ったとか、そういったところも見えてくるので、載せていただければありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

これもまた、どちらの調査になるのかわかりませんが、就労支援Ａ型事業所がどこからお見えになっているのかも併せてつかんでおいてくださいということ、注文でいいですね。

○委員

はい。

○会長

第３期計画でほとんど１時間ぐらい使ってしまったのですが、本日は３つほど重要な議題がありますので、そろそろ２番目の議題、「第４期大阪府障がい福祉計画」平成２７年度上半期実績について検討いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

　これも事務局からご説明をいただいた後、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

○事務局

　では、資料２に基づき、議題２「第４期大阪府障がい福祉計画」活動指標の平成２７年度上半期実績について、報告いたします。

　今年度から開始している「第４期障がい福祉計画」においては、国の基本指針により、障がい福祉サービス等の利用見込み量に対する実績は「活動指標」として位置づけられています。

　大阪府においては、国の基本指針も参考に、活動指標については年に２回進捗状況を把握することとしていることから、資料２により上半期の活動指標の実績についてご報告いたします。

　資料は、上半期で未確定の数値であることから、速報性を重視し、三障がい一体の数字として作成している点についてご容赦いただききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　ただし、現時点で大阪府において把握している数字の中で、障がい種別にみて、大きく見込みと実績に乖離があるものについては、その都度補足して説明させていただきます。

　まず、（１）訪問系のサービスである「居宅介護」の実績について、点字版については１ページの中ほどとなります。

　見込みに対する実績の割合が９０％以上となっており、おおむね見込みどおりとなっていました。この傾向は、障がい種別ごとでも同様でした。

　続いて、「重度訪問介護」の実績については、見込みに対する実績の割合が８０％後半となっており、障がい種別で実績を見た際に、知的障がいの実績に乖離がありました。

　これは、重度訪問介護の対象者が拡大されたことに伴い、利用者が多く生じると見積もっていたものが、家族等の介護等により、結果として利用に至らなかったという市町村があったことから、その部分の乖離がパーセンテージにも表れていると分析しています。

　続きまして、点字版については２ページとなります。同行援護、行動援護の実績についてです。

　見込みに対する実績の割合が９０％以上、重度障がい者包括支援については、月平均利用人数・時間ともに乖離が大きくなっています。

　これは、身体障がいの利用について、複数の市町村で、見込んでいた利用者の利用がなかったという状況でした。

　点字版については２ページ下段となります。（２）短期入所の実績についてです。

　見込みに対する実績は１００％近くなっています。障がい種別にみると、乖離は小さいものの、複数の市町村で、障がい児と精神障がいの利用が見込みを下回っている傾向が見られました。

　点字版については３ページとなります。（３）日中活動系のサービスについてです。

　生活介護については、ほぼ見込みどおりで、障がい種別でも大きな乖離は見られませんでした。

　また、自立訓練については、三障がいが全体的に、見込みよりも実績が少なく、乖離も大きくなっています。これには、事業所が少なく、見込んだほどの実績が上がってこないという市町村もあれば、事業所の開設を見越して見込みを高く設定したが、実際には利用の伸びが低調であった市町村などが見受けられました。

　就労移行支援、就労継続支援（Ｂ型）については、いずれもほぼ見込みどおりの実績で、障がい種別でも大きな乖離は見られませんでした。

　点字版については、就労継続支援（Ｂ型）については４ページに記載しております。

　続いて、就労継続支援（Ａ型）について、点字版については３ページの下段となります。

　就労継続支援（Ａ型）については、いずれの障がい種別においても、見込み量を上回る実績となっており、多くの市町村が、事業所の増加による利用量の増加を要因として説明しています。

　点字版については４ページの２段落目になります。療養介護についてです。

　療養介護については、大きな乖離は見られませんでした。

　続いて、（４）居住系のサービスについては、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援ともにほぼ見込みどおりの実績で、障がい種別でも大きな乖離は見られませんでした。

　（５）相談支援についてです。計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、いずれも実績が見込みを大きく下回っている状況です。この状況は、第３期障がい福祉計画から続いている状況であり、人材の確保や利用促進等の取組みが急務であると認識しています。

　また、地域移行支援については、精神障がい者の地域移行には長期間を有するため、一律６カ月の支給決定期間とはせず、障がいの特性に配慮した期間となるよう、国に要望する予定です。

　点字版では６ページとなります。（６）障がい児支援サービスについてです。

　障がい児通所支援、障がい児相談支援、障がい児入所支援の順に実績を記載しています。障がい児通所支援においては、医療型児童発達支援がやや見込みと実績が乖離していますが、特徴的な大きな乖離が見受けられるわけではなく、小さな乖離が積み重なった結果という印象を持っております。

　保育所等訪問支援と障がい児相談支援は、大きな乖離がみられませんでしたが、こちらもある特定の市町村が大きく見込みを誤ったということではなく、全体的に、見込みほどの利用がなかったという結果となっています。

　最後に、福祉型障がい児入所支援と医療型障がい児入所支援については、ほぼ見込みとおりの実績でした。

　この議題では、「第４期障がい福祉計画」のＰＤＣＡサイクルを適切に運用するため、各活動指標について、上半期の実績について報告させていただきました。

　来年度に開催予定の、第４０回推進協におきましては、これらの活動指標の１年間の実績はもちろんのこと、地域移行等の成果目標についても結果をお知らせしたいと考えています。

　以上です。

○会長

それでは、上半期の状況について説明をいただきましたが、これらについてご意見をお聞きしていきたいと思います。

○委員

上半期の実績ですが、これから福祉計画などを議論していくにあたり、以前より地域格差、市町村格差が結構あり、重度訪問介護なども、以前から指摘されていますが、利用者やサービス実績がゼロの市町村がございます。

　前から、サービス利用実績などが低い市町村にとっては、利用者がいないという理由で言われていたのですが、とてもそのようなことは考えられないので、それぞれの市町村別に、あるいは障がい別に、どのような状態なのかを一覧表で表していただきたいと思っています。

　昔は、「なみはや市」という想定自治体で、人口１０万人とか、どれぐらいのサービスを、それぞれ実施しなければならないのかという指標をつくってけん引してきた経緯がありますが、現在は各市町村任せになっている部分があり、市町村別あるいは障がい別に実績データを出し、総人口でそれぞれを割って、それぞれの市町村の度合いを明らかにしていただきたい。そこから、少ない市町村は何が原因なのか、どのような支援策が求められるのか、ということも考えていただきたいと思います。

　特に地域移行は、この間も相談支援が忙しくなって、なかなか手が回っていないような現実もありますが、地域移行促進策を新年度に向けて検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

ほかにいかがでしょうか。ご質問やご意見はございますか。

○委員

　相談支援の２番目の地域移行支援、これは精神障がい者が非常に少ないというお話がありました。

　やはり、地域移行は非常に重要な話で、精神障がい者の場合約７割が家族と同居しているということですから、どんどんこのようなことを進めていかないといけないと思っていますので、この辺の分析などをいろいろとやっていただいて、新しい部会になった後も、議論をしていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

２つほど気になっている点があります。

　１つは、私は大阪府下の精神科病院の訪問活動を１０年以上、２０００年から実施しているのですが、その中で、重症心身障がい、身体障がいの方の比率がずっと減らずに増えていると思っております。

　そこの地域での包括支援が増えていっているというあたり、方向転換というか、そのような働き掛け、情報提供のようなことが、役所の窓口などを通して、利用者家族の方々にきちんとされているのだろうかという、情報アクセスの面での関わりづらさが発生しているのではないかという気が１点ありましたので、お尋ねします。

　もう１点は、地域移行の実施割合が１９％という、低い数値で出ています。

　これは、私たちの取組みの中で思うには、長期に入院されている方で社会的入院になっている方でとても大切なのは、本人の気持ちを聞いてくれる方、他の障がい者でいえば点訳奉仕員や朗読奉仕員といわれていますが、気持ちを聞いてくれる方がとても大切な役割を占めます。

　ここのところは、ピアサポーターの養成・育成が大阪府下では進めてきたという経緯があります。そのような人数がいくらほど要請されていかほどの予算をつけてきたのかも、実情を合わせてテーブルに載せていただきますと、推進策をどのようにしていけばいいのか、よりわかりやすく見えてくるのではないかと思いました。

　以上です。

○会長

どうぞ。

○委員

　資料２では、平成２７年度の見込み量と実績値との比較での説明でしたが、６番目の障がい児支援サービスの放課後等デイサービスの所です。

　放課後等デイサービスの事業がうなぎ上りに増えていて、その質の担保が課題であるということは、以前の会議でも私も発言させていただきましたし、ほかの委員からも、実態について府として調査されているのかと質問をさせていただいたと思います。

　先ほど、Ａ型の事業所が非常に増えていて、その質の担保に課題があったのと同様に、放課後等デイサービスについても、平成２７年度の見込み量と実績の比較だけを見ていると、ほぼ見込み量どおりという数字です。

　ですが、本日の配布資料の資料１の１１ページ、参考資料に障がい児支援サービスの平成２６年度の見込み量と実績状況の所で、平成２６年度の時点では、見込みの３．５倍の実績だったとのことで、急増していると思うのですが、やはり中身について、市町村格差もさることながら、事業所格差も非常に大きいと聞いています。

　ぜひ、府として実態調査をしていただきたいということと、やはり放課後等デイサービスは１８歳までですね。聞くところによると１８歳まで、放課後にこのような事業をほぼ毎日利用していた子どもさんが、１８歳を超えると作業所等に通えなくなったり、あるいは作業所等の休日に、そのような利用が急にできなくなるという、サービスの継続性といいますか、そのような課題も聞いておりますので、ぜひ、実態について調査をしていただきたいと思います。

○会長

大体いただきましたでしょうか。

　では、これまでの質問や意見について事務局でお答えできることがあればお願いします。

○事務局

委員から、市町村ごとの状況について明らかにすべきというご指摘をいただきました。

　第４期大阪府障がい福祉計画においては、成果目標は年に１回、活動指標については年に２回、その進捗状況等の分析・評価を行うことになっております。

　そのＰＤＣＡサイクルの中で、市町村ごとの状況について把握し、公表していきたいと考えております。

　なお、平成２７年度の成果目標及び活動指標の実績については、平成２８年度第１回目の「大阪府障がい者施策推進協議会」の場でお示しできるよう考えております。よろしくお願いいたします。

○事務局

生活基盤推進課です。私から２点お答えをします。

　まず、１点目の地域移行支援の利用が低い、資料２の（５）相談支援の中の地域移行支援は非常に低い数値になっております。

　私も、この数値が出たとき、非常に気になり、過去３年と他府県の状況を少し調査してみました。

　平成２７年度と比較しますと、上半期で、大体、大阪府の数値で半分程度となっております。その数値は、施設からの退所者数を見ましても、大体同じような傾向です。

　これについて、大阪府独自の傾向なのか、それとも他府県はどうなのか、傾向を見てみました。

　残念ながら、平成２６年度までの数値しかつかめておりませんが、平成２０年度を１００としますと、東京都の平成２６年度の数値は７７、神奈川は７割、愛知は４割弱、北海道も半分程度、という中で、大阪府は８６という数値を示しておりますので、平成２６年度までは、大阪府はそこそこ主要府県の中では頑張っていたのかなと。これが平成２７年度はどうなのかは経年で見ないと分からないので、年度の数値が固まった段階で、もう一度分析をしてみたいと考えております。

　２点目です。

　同じく精神障がい者の方の地域移行支援ですが、やはり入院期間が長くなると、なかなか退院意欲がわいてこないということですので、おっしゃられたピアサポーターの活用は非常に重要だと認識しております。

　例えば、院内交流会や茶話会に出てきていただくまでが非常に時間がかかると聞いておりますので、そこに、ピアサポーターの方が活動をいただく範囲というのは非常にあるのかなと考えております

　それと、申しましたように、精神障がい者の地域移行についてワーキングをしていますが、その中でも大阪府としてピアサポーターの研修であるとかレベルアップ、そのようなことをやっていかないといけないのではないかと、意見もいただいておりますので、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○事務局

放課後等デイサービス事業について、委員のご質問、ご意見についてお答えさせていただきます。

　地域生活支援課です。よろしくお願いいたします。

　放課後等デイサービスの質の担保につきまして、われわれも重要な課題と認識しておりまして、まずは実態調査というご意見がありましたが、昨年の６月に市町村にどのような課題対策をしておられるのかというヒアリングを行いまして、加えて１１月に、事業者に対して、一定、支援の内容について調査をさせていただきました。

　少しこの場でご紹介させていただきますと、約３００を超える事業者の中から１４０の事業所からご回答をいただきまして、支援内容については、日常的な動作の支援であるとか、集団生活の適用支援というようなことについては、９割以上の事業所がされているのですが、そのような中身を把握できましたが、細かな点については、アンケートではなかなか見えてこないということもあります。

　質の担保を事業主でどのようにされているのかをお伺いしましたところ、７割の事業所が何らかの形で複数回の研修の機会を設けておりますが、その内容につきましては、例えば児童虐待であるとか、人権関係であるとか、そのような一般的な項目にとどまっていることが多いです。現時点では専門性の高い研修機会を設けていると判断される事業所は、残念ながら少ないという状況でした。

　ただし、事業所の課題認識の中にも、障がい種別、程度に応じた支援であるとか、専門性を有する人材の確保ということが業者の中でも課題として挙げられています。

　また、地域交流についてお伺いしましたところ、地域への参加であるとか、地域住民の受け入れについては、半分以上の事業所がそのような機会を設けていないというような結果も出ております。

　これは、ガイドラインにおいても、そのような積極的な地域交流が求められておりますので、取組みを進めたいと考えております。

　また、機関連携については、対象児童のことを考えると、学校等との連携は当然なのですが、そこは９割弱の事業所が連携を行っていますという回答をいただきましたが、一方で、課題としては、学校と緊密でスムーズな連携ができていないという意見も多く、利用者の実情に応じた丁寧な連携方策を進めていく必要があるのではなかろうかと考えております。また、株式会社立で設置している事業所においては、他の事業所と比べまして、学校や市役所等との連携割合が低いというような結果も出ております。

　アンケート調査を行った結果、このような結果ですので、われわれとしては、実態調査とは少し離れますが、平成２８年度に、すでにある障がい児等療育支援事業を活用し、新たな取組みといいますか、この放課後等デイサービス事業の事業所を対象に、特に質の担保であるとか専門性の向上を目的にし、まずはガイドラインの徹底と、管理者向けの研修を開催させていただこうと考えております。

　加えまして、圏域別で専門療育相談会という形で、質の向上であるとか専門性の確保ということを、ここは実際の事業所の指導員の方に受けていただきたいという事業を用意しております。

　このような取組みの中で、事業所だけではなく、市町村にも参画を促し、質の担保や向上に向けた取組みを、市町村と共同で、平成２８年度に進めてまいりたいと考えております。

　少し長くなりましたが、可能であれば平成２８年度も実態の調査を継続して、どのような形でできるかというのは、今の研修なども参考にしながら続けていきたいと考えております。

　長くなりましたが以上です。

○会長

１８歳以降についても把握はできるのですか。利用した後どこに行っているかなど。

○事務局

１８歳以降の取組みであるとか、それぞれの事業者間連携であるとかについては、残念ながら、今回われわれが把握する内容には入っておりませんでしたので、今お示しできる答えというのは持っておりません。

　それも含めまして、来年度検討をしていきたいと考えております。

○会長

上半期の実績について色々とご質問をいただきました。事務局からも一定の見解をいただきましたが、よろしいでしょうか。

　次の計画への議論もありますので、３つ目の議題に移りたいと思いますがよろしいですか。

　３つ目の議題は、部会を新たに２つつくりたいというご提案です。先程の部長のあいさつにもありましたが、計画を見直す部会と新たに手話を言語とする検討部会ですか。この２つの部会をおきたいということですが、部会の設置についてはこの会議の要項を変える必要がありまして、これが１つです。

　当然改正をするということを前提に、部会の委員を決めなくてはいけません。それとさらに、部会長を決めないといけないのですが、これは一応会長である私が指名するということになっていますが、その案も含めまして事務局からご提案をさせていただきます。

　その後また皆さんからご意見をいただきたいと思います。事務局の説明を求めます。

○事務局

　議題３について、資料３に基づきご説明します。

　まず、「第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」についてです。

　障害者基本法に基づき「第４次大阪府障がい者計画」については、平成２４年度から平成３３年度を計画期間としており、福祉分野はもちろんのこと、教育、就労、医療、権利擁護など、あらゆる分野を網羅した長期的な総合計画となっています。

　一方で、障がい者施策に係る行政計画は、障者計画のほかにもう１つ、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画があります。現在、計画期間を平成２７年度から平成２９年度とする「第４期大阪府障がい福祉計画」が策定されているところです。

　大阪府においては、これらの２つの計画を一体のものとして策定しており、「第４期大阪府障がい福祉計画」が終期を迎え、「第５期大阪府障がい福祉計画」が開始する平成３０年は、「第４次大阪府障がい者計画」の７年目に当たることになります。

　本計画が策定された平成２４年度以降、障がい者施策に関する法律の制定・改正や、制度の見直しが行われ、長期計画をより実効性のあるものとするためには、このような状況変化を踏まえた見直しを行う必要があると考えております。

　そこで、計画を見直すにあたり、大阪府障がい者施策推進協議会の下に「第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を設置し、専門的かつ集中的にその方向性を検討していただきたいと考えております。

　併せて、今後の検討の基礎とするため、これまでの法改正や制度見直しも踏まえ、障がい者や家族等のニーズ、生活実態などについての調査を実施することとし、当該調査の手法等についても検討部会のテーマとして扱っていただきたいと考えております。

　大きなスケジュールとしては、これらの検討については、平成２８年度中に行い、部会のアウトプットとして、大阪府障がい者施策推進協議会としての意見具申案をまとめていただき、本協議会で確定していただきたいと考えております。

　いただいた意見具申と、生活ニーズ実態調査を通じて収集したデータをもとに、平成２９年度に事務局において計画を執筆し、平成３０年度から「第４次大阪府障がい者計画（後期計画）」を開始したいと考えています。

　平成２８年度中のスケジュールについては、資料下段の表のとおりと考えており、４月から計画の生活場面ごとの検討と生活ニーズ実態調査の検討を開始し、夏の推進協において中間報告を行っていただきたいとと考えております。

　その後、年度の後半にかけて残りの生活場面を検討するとともに、推進協としての意見具申を年度内に固めていただくという方向で考えています。

　部会委員の構成については、資料の２枚目をご覧ください。

　部会は、学識経験者、当事者、関係機関、市町村から構成される２０名としたいと考えております。

　部会長には、現在、大阪府障がい者自立支援協議会等の会長を務めていただいている、大阪体育大学健康福祉学部教授の大谷悟様にお願いしたいと考えています。

　この他、各団体より、委員候補者を推薦いただいており、これらの候補者及び部会長については、本日、会長に指名いただくことをもって、次年度以降このメンバーで検討を開始していきたいと考えております。

　続いて、もう１点、新たな部会の設置についてお諮りします。

　資料１枚目の②をご覧ください。「手話言語条例検討部会」についてです。

　国連障害者権利条約では、「言語には手話等の非音声言語を含むこと」が示されており、平成２３年の改正障害者基本法に「言語に手話を含むこと」が明記されました。また、平成２６年３月の府議会で、「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」が採択され、現在、４７都道府県及び１７４１区市町村の全自治体で採択されています。

　一方、地方自治体においては、平成２５年に鳥取県で全国初となる手話言語条例が制定されて以降、神奈川県や群馬県、長野県でも条例を制定するとともに、これまで３０市町で条例が制定されており、府内では大東市が平成２７年９月に、大阪市が平成２８年１月に条例を制定しています。

　手話が言語であることの府民の理解を深め、手話を広く普及することができるよう、平成２９年４月からの施行を目指して「手話言語条例検討部会」を設置し、条例の方向性などについての検討を行っていただきたいと考えております。

　平成２８年度中のスケジュールについては、資料下段の表のとおり、夏の推進協に向けて、条例の方向性などの検討を進めていただき、部会としての提言を取りまとめていただきたいと考えております。その後、パブリックコメントを経て、議会への提案ということになる見込みです。

　部会委員の構成については、資料の３枚目をご覧いただきたいと思います。

　学識経験者、当事者、市町村、関係機関から構成される１１名を考えており、部会長には神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授の、河﨑佳子様にお願いしたいと考えています。

　このほか、各団体より、委員候補者を推薦いただいており、これらの候補者、会長については、本日、会長に指名いただくことをもって、次年度以降このメンバーで検討を開始していただきたいと考えております。

　なお、両部会の部会長を務めていただく大谷教授、河﨑教授につきましては、本協議会の委員にも参画いただくことになります。また、市町村からの委員及び弁護士会からの推薦者については、現在、関係機関と調整しているところであり、推薦があり次第、会長に指名いただく予定としています。

　では、４枚目をご覧ください。

　本日、これらの方針について委員の皆様にご意見をいただいたのち、部会を設置することになりました場合は、資料４枚目のとおり、本協議会に係る要綱を改正したいと思うので、ご審議をお願いしたいと思います。

　以上です。

○会長

それでは、今回は新部会の設置について皆さんからご意見やご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

　特にご意見はないでしょうか。

　それでは、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

　意義がなければお認めいただいたということにさせていただきます。

　それでは、これで部会の進行をよろしくお願いいたします。

　続いて、最後の議題４ですが、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組みについて」、お諮りしたいと思います。

　まず、事務局から報告をお願いします。

○事務局

議題４「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する取組みについて」、報告させていただきます。資料４、資料５、資料６となります。

　冒頭のあいさつにもありましたように、まず資料４により、今回２月府定例会で成立した「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」から概要を説明いたします。

　なお、こちらの資料は、法令のため、すべて障がいの「がい」の字は漢字を使用しておりますことを予めご了承願います。

　こちらの条例ですが、本文は第１条から第１４条、そして附則の３条で構成されております。

　まず、第１条の目的ですが、この条例の目的は大きく分けて３つございます。

　１つ目は障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念、そして大阪府、府民及び事業者の責務を明らかにします。

　２つ目ですが、「障害者差別解消法」第１４条に規定されております「相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備（体制整備）」同じく法第１５条で規定されている「啓発活動の実施」に関し、必要な事項等を定めることを目的としております。

　最後に、条例の究極の目的ですが、障害の有無に関わらず、すべての府民が暮らしやすい、いわゆる「共生社会の実現」を目指すということが条例の目的です。

　続いて、第２条でこの条例における用語の定義を定めております。

　今回の条例は、法を補完、具体化するものとして位置づけておりますので、条例の用語の定義は、法の定めるところによるとしております。

　法に規定されている内容、例えば障がい者、事業者などは、それによるものとしております。

　第２項で、条例の対象となる範囲を明確化するために、相談事案と相談機関について、それぞれ定義を置いております。

　なお、相談事案については、当条例における相談事案は、法第８条に規定する事項、すなわち、事業者における障害を理由とする差別の禁止に係るものになります。

　続きまして第３条です。こちらが条例の基本理念になります。３つあります。

　１つ目が全体的なこととして、差別の解消は、全ての府民が共に社会の一員として解決すべき、社会全体の課題である、そのような認識をうたっております。

　２つ目は、相談と解決に当たっての基本理念です。

　こちらは、先般作成しました「大阪府差別解消ガイドライン」の策定時の精神と同一のものです。

　内容は、相談事案の当事者が、互いに理解し合い、対等の立場で話し合うことで、当該相談及び紛争の防止、または解決のための手段、そして方法を考えることを基本とし行わなければならない、としております。

　３つ目は啓発活動に当たっての基本理念です。

　啓発活動の実施に当たっては、障がいや障がい者に対する理解を深めることが差別をなくし、共生社会を実現するための基礎的な取組みである、という基本理念を示しております。

　こちらは差別解消部会の検討においても、啓発活動の重要性は、非常にたくさんの委員からご指摘をいただきました。

　続きまして、第４条が大阪府の責務となります。

　今回のものは大阪府の条例ですので、市町村の役割はなかなか規定できないのですが、広域自治体である府は、基礎自治体である市町村との適切な役割分担のもとで、体制整備を実施する責務を有するとしています。

　２つ目の啓発活動に関する府の責務ですが、障害を理由とする差別の解消について、府民の関心と理解を深め、府民が適切に行動するための指針を策定し、その普及に努めるとともに、必要な啓発活動を行う責務を有する、としています。

　この条文にある、府民が適切に行動するための指針が、平成２７年３月に策定した、何が差別に当たるのかについての「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」になります。

　第５条が府民及び事業者の責務です。

　ここにおいて、府民及び事業者は、障がい及び障がい者に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるということ、そして、府が実施する様々な施策に協力するよう努力義務を定めるものとなります。

　続いて第６条市町村との連携です。

　法第１４条、１５条においては、府内の市町村も地方公共団体として、体制整備や啓発活動が求められております。

　それを踏まえ第６条では、府は体制整備及び啓発活動に当たっては、市町村と連携し、これを実施するよう努めるものとする、と定めております。

　２番目ですが、府は、市町村がそのような活動を実施するときには、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言、その他の必要な支援を行うものとする、としています。

　第１条から第６条が総則にあたります。第７条以降が相談や解決の具体的な仕組みを定めております。

　まず、第７条ですが、府に設置する専門的な相談員としての「広域支援相談員」についての定めとなります。

　こちらの第３項で、広域支援相談員の職務を定めております。

　広域支援相談員は、府の役割に鑑みて、基本的には市町村の相談機関における相談事案の解決を支援するため、必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整を行うこと、としております。

　そして、部会でも議論いただきましたように、広域相談支援員は、もちろん直接相談にも対応いたします。そちらが第２号となります。

　障がい者等及び事業者からの相談に応じ、相談機関と連携して、必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整を行うこと。これが２つ目の職務となります。

　３番目の職務ですが、相談機関相互の連携促進を図り、並びに相談事案に関わる情報の収集及び分析を行うこと、としております。

　第８条が、今回附属機関として設置します「大阪府障がい者差別解消協議会」に関するものとなります。

　この協議会は、障がい者、障がい者の自立と社会参加に関する事業に従事する者、学識経験のある者、事業者を代表する者、その他適当と認める者のうちから知事が任命する、として組織させていただきます。

　こちらは、先般の議会で承認いただきましたが、予算要求としては２０名で委員を要求しております。

　この協議会ですが、委員以外に、専門の事項を調査・審議させるために、必要があるときは臨時の専門委員を置くことができる、とさせていただいております。

　この専門委員については、学識経験のある者、その他適当と認める者のうちから知事が任命することとなります。

　次の第５項ですが、実際にこの協議会ではあっせんなどを行うわけですが、あっせんを行うに当たっては、協議会は委員と先ほどの専門委員のうちから、協議会の指名する者をもって構成する合議体を構成し、こちらの予算要求は、５名の合議体としております。

　この合議体において、次に掲げる事項を取り扱うとしております。

　まず１つ目が、法第８条第１項に規定する事項、すなわち、事業者において、法的義務とされております不当な差別的取扱いに係る紛争の事案を解決するためのあっせんを取り扱います。

　２つ目ですが、先ほどの第７条第３項で定めていました広域支援相談員が行う職務に対する助言、これを取り扱います。

　この中には、努力義務である事業者における合理的配慮の提供に関する事案も対象となります。

　続きまして第６項です。

　今回、附属機関として設置する協議会は、差別解消法第１７条に規定されている「障害者差別解消支援地域協議会」、この機能も合わせ有すると定めております。

　第９条は、あっせんに関して定めております。

　相談事案に関わる障がい者等は、努力下の法的義務である法第８条第１項、事業者における不当な差別的取り扱い、この規定に違反する取り扱いを受けたと認める場合、そして、広域支援相談員が対応しても解決しなかった場合は、知事に対し、あっせんの求めをすることができる、と定めております。

　こちらは大阪府としても、まずは広域支援相談員を通じ、話し合いでできるだけ相談の解決を図っていきたいと考えております。しかし、広域相談員が対応してもなおその解決が見込めない場合の解決手段として「あっせん」の規定を定めております。

　そして第１０条、実際にあっせんですが、知事は、あっせんの求めがあったときは、先ほど規定した協議会における合議体にあっせんを行わせるものとする、と定めております。

　そして合議体は、必要があると認めるときは、紛争事案の関係者に対し、必要な調査を行うこと、また、紛争事案の解決のため、必要なあっせん案を作成し、これを紛争事案の当事者に提示することができる、そのような機能も条例で規定しております。

　続きまして、第１１条、第１２条の知事による勧告と公表です。まず第１１条の勧告です。

　こちらは行政措置として、非常に社会的影響の大きいものとなりますので、慎重な取り扱いをしております。

　こちらは、合議体があっせんを行っても、その案件が解決しなかったり、あっせん案を受諾しなかった、受諾したあっせん案に従わない場合、協議会が当該あっせんに関わる紛争を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、知事に対し、必要な勧告を求めることができると、まず定めております。

　それを受け第２項で、前項の勧告の求めがあった場合、知事が必要と認めるときは、勧告することができる旨定めております。

　続きまして第１２条の公表ですが、こちらは勧告に比べてもさらに慎重な取り扱い、やはり、公表については社会的制裁の効果を事実上持ってまいりますので、慎重な取り扱いをしております。

　まず第１２条ですが、知事は、勧告を受けたものが、正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができます。

　しかし、それにあたり、公表しようとするときは、あらかじめ、相手方にその旨を通知し、相手方を聴取することを、まず定めております。

　それに加え、知事の附属機関である協議会に諮り、協議会の意見を聞くということも定めております。

　第１３条は、事務的な規則への委任規定です。

　具体的には、協議会の人数、報酬、その他あっせんの求めの手続きなどについて規則で定めております。

　最後に第１４条、罰則ですが、こちらは差別に関する直接の罰則規定ではなく、協議会の委員や専門委員には、秘密保持の規定が課せられておりますので、それに違反して秘密を漏らした者については、１年以下の懲役、または５０万円以下の罰金に処する、という規定を置いております。

　続きまして附則です。

　１つ目ですが、施行期日は法律と同じく平成２８年４月から施行します。

　条例の見直しについて、２つ定めております。

　これについては、部会の検討においても非常に議論をいただいたところです。

　法施行３年後の見直し規定を置いておりますが、部会の検討においても、より充実した内容に向け、今後、施行後の状況を踏まえ検討すべしというご意見がございました。

　そこで、この条例においては、知事は、この条例の施行後３年を目途として、条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて見直しを行うものとする、と定めております。

　しかも、さらに次の項において、こちらについては、今般行ったパブリックコメントや、また部会においても、部会における議論の内容も踏まえ、見直しに当たっての特に留意事項をさらに規定しております。

　内容ですが、前項の検討に当たっては、法第８条第２項に規定する配慮、すなわち努力義務である事業者における合理的配慮の実施状況について、特に留意するとともに、必要があると認めるときは、この条例の施行後３年以内においても、速やかに当該配慮の義務づけのあり方も含めた見直しを検討する、と条例の見直し規定を設けております。

　以上が資料４、条例の説明です。

　続きまして資料５に基づき、職員対応要領の概要について説明させていただきます。

　差別解消法においては、行政機関などの職員が、差別の解消のために、職員が適切に対応するための対応要領を策定するべき、そしてこちらは、地方公共団体は努力義務と規定されております。

　しかしながら大阪府としては、率先して差別解消を進めていく主体として、努力義務である職員対応要領についてもきちんと定めたいと考えております。

　そして、今回の職員対応要領の定め方ですが、まず１つ目の内容、後ほど内容について軽く触れますが、所属長などの責務を定めておりますので、大阪府においては、任命権者ごとに作成するという形をとっております。よって資料には、大阪府知事部局の職員対応要領、大阪府教育委員会、大阪府警察、３つのものを付けております。

　２つ目の特徴ですが、国の基本方針においても、この職員対応要領については、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められる必要があるとされています。

　よって、大阪府としては、きっちりと様式に則り、まず、職員対応規定という訓令として定めているもの、そして、それ以外の職員対応要綱、具体例や基本的な考え方などの留意事項を示した職員対応要綱、この２つからなる形でつくっております。

　簡単に、知事部局の「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程（案）」について説明いたします。こちらは、規定案に対する文面にあたります。

　第２条において、職員による障害を理由とする差別の禁止について、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供、これをしてはならないと明確に定めております。

　第３条ですが、所属長における措置として、所属長の監督責務などを定めております。これが規定に関する部分となります。

　ページをおめくり下さい。こちらが、職員対応規定と対になる職員対応要綱になります。

　ここにおいては、留意事項と懲戒処分の規定、そして、大阪府知事部局における相談体制の整備、研修・啓発などについて、具体的に職員対応要綱としてまとめております。時間の関係もありますので、内容は割愛させていただきます。

　同様の形を取り、大阪府教育委員会、大阪府警察についても定めております。

　現在こちらについては、パブリックコメントが終了しましたので、法が施行される４月１日に向け、３月中にそれぞれ策定したいと作業を進めているところです。

　最後に資料６、「平成２８年度障がい者差別解消総合推進事業」予算事業について、簡単に説明いたします。

　先ほど、条例の中でも触れましたが、平成２８年度の予算事業として、障がい者差別解消総合推進事業、予算額として２１３８万３０００円を考えております。

　この事業の概要ですが、条例を実効性のあるものとするため、まず１つ目に差別解消相談体制整備事業として、広域支援相談員と協議会の設置に必要な経費を要求しております。

　先ほど、条例の説明でも述べさせていただきましたとおり、広域支援相談員については４名の枠を取っております。また、協議会については、委員の構成は２０名と考えております。

　２番と３番が、先ほどの条例でも最も基礎的な取組みであるとさせていただいた啓発活動に関する予算となります。

　２番目ですが、障がい理解を深めるための企業等向けの出前講座を行います。こちらは本年度も実施しており、来年度も継続して差別解消法~~が~~施行後の取組みとしてやってまいりたい、と考えております。

　具体的には、企業等における障がい理解を深めるために、企業などに障がい当事者などを派遣し、講義、体験型の実践的な講座を実施するものです。

　啓発事業の最後、３番目ですが、合理的配慮対応促進事業を行います。

　平成２７年３月に、府民・一般向けに「差別解消ガイドライン」を策定しましたが、本件より実践的な事業者向けのマニュアルとして策定したいと考えております。

　具体的には、事業者の方が、サービス・商業、それぞれの具体的な場面で、合理的配慮に即した対応を行う際の手引きとなるものとして考えております。

　以上、簡単ではございますが、差別解消法について報告させていただきました。

○会長

それでは、皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。

　どうぞ。

○委員

いろいろと調整が大変だったとは思いますが、やはり条例というのは障がい者にとっては大切なもので、この間の議論というのは、どうも不足していたと言わざるを得ないところがあります。いまさら言っても仕方がないかもしれませんが。

　今後の見直しにおいては、障がい者団体とも、どこの部分をどのように変えていくべきなのか、しっかりと議論いただきたいと思います。

　内容については、事案で、法律では「不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供」ということで、合理的配慮の不提供は差別ではあるが提供は努力義務であると分けてしまっている。条例もそれに合わせてしまったということですが、しかも、あっせんは、合理的配慮の不提供は扱わないと言われているかのように見えます。

　協議会では、この間も、合理的配慮の不提供は取り上げないと言われていましたが、それは取り上げるようになった。しかし、あっせんでは取り上げないような形になって、どうもその辺にこだわっておられるかのように思います。

　しかし、実際の現場では、あからさまな差別、障がいがあるからお前は受け入れられない、というような差別はそれほどないと考えられます。

　うちの店ではこのような設備だから、あるいは、こういう人手しかないので障がい者に対する対応はできません、というような事案が非常に多いのではないかと思われますが、表向きは合理的配慮の不提供事案になってしまうわけですが、実際、障がい者にとっては差別意識を感じ、不当な差別だと捉えられるものだと思います。

　しかし、それが合理的配慮の不提供事案となってしまうと、協議会でも果たして議論されるのか、あるいはあっせんに上げることができるのか課題になります。

　あっせんの内容も、ただ単に差別をしてはいけないという内容になるとは考えられず、あなたの事業所ではこのような対応をもって障がい者を受け入れるべきだという内容になるのではないかと思いますので、そこは、協議会やあっせんの中身について、合理的配慮の不提供について取り上げるようにしていただきたいということと、その義務づけの見直しは、速やかに行っていただきたいと思います。

　対応要領についてですが、大阪府教育委員会の対応要領の最後の留意事項の最終ページですが、これも、対応要領というのは、役所窓口での対応が主に書かれているのかなと思います。

　この間、大阪府下でも障がい児の入学拒否事例や、保育所でも相次いでおります。それで、学校現場のことをやはり書かないと、大阪府教育委員会の対応要領はおかしいのではないかと、この間も意見を述べさせていただきました。

　けれども、ほかの部局と全く同じになって、この最終ページに府立学校教職員研修用資料にも示されているので、留意いただきたいという内容にとどまっています。

　学校現場の入学時や、学内での保障、卒業時の配慮について、どのようなことに気をつけていくのか、それを私学にもどのように広げていくのかという観点で、さらにこの研修資料に書かれている内容をピックアップして盛り込んでいただくことはできないものかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○会長

お諮りしたいのですが、予定の時間が来てしまいました。いろいろと意見やご質問が多いかと思いますので、１５分だけ延長したいと思いますがいかがでしょうか。異議はございませんか。

○委員

　特に異論があるわけではないのですが、最後の資料６で説明いただいた３の合理的配慮対応促進事業として、合理的配慮のマニュアルを作成するとなっていますが、どのようなものをつくろうとしているのか、少し説明をお願いしたいと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

素朴なというか簡単な質問です。

　職員対応規定の中で、これは教育委員会なり警察なり、それぞれに分かれているのですが、具体的な内容の違いはまだ読み切っていないのでよくわからないのですが、どのように違うのかを簡単に説明できるのであればしてほしい。

　外郭団体職員向けにはどのようになっていくのかを教えていただきたい。

　それから、差別解消総合推進事業の中で、障がい当事者を講師として派遣することの予算ということもあるのですが、そのような部分があるのですが、これは従前からお願いしているのですが、とりわけ内部障がい者の理解はいろいろなところで遅れていると率直に思うので、その辺でいえば、内部障がい者の部分についての講師派遣についても、積極的に活用していただきたい。

　以上です。

○会長

どうぞ。

○委員

　今回、４月１日から法施行に向けて、大阪府としてこのような条例を制定されたことには敬意を表したいと思います。

　１点お聞きしたいと思います。

　今回の条例の中での協議会、これは障害者差別解消法の第１７条の支援地域協議会の機能を有するとなっています。この支援地域協議会は、各市町村長でも設置することができるというような位置づけになっていたと思いますが、今回、大阪府としてはこのような協議会を設置するのですが、大阪府下の各市町村長がこの協議会の設置については、今の現状、どのような動きがあるのか、あるいはどれぐらいの市町村が協議会を設置しようとしているのか、お分かりであればお教え願いたい。

　と言いますのは、障がいをお持ちの方もそうですし、事業者にしてもそうですが、何かあっせんや問題が生じたときに、まず、支援地域協議会に相談を差し上げたりすることが生じると思うのですが、その際、各市町村に、そのようなものがあればそこから通すのか、いきなり府の協議会に相談をするなり、ということでいいのか。そのあたり、全体的な流れが、今どのようにお考えなのかを、具体的にお示しいただきたいと思います。

○会長

ほかにご質問やご意見はございますか。

　では、いくつか出ましたが、それぞれ事務局からお考えをお示しいただきたいと思います。

○事務局

まず、条例の運用につきまして、昨日条例が可決されたばかりです。この運用につきましては、適正に条例の規定に基づき運用していけるよう、しっかりと努めてまいりたいと思います。

　また、見直しに関しましては、法令というのはそもそも、施行の状況に応じて見直しを行うことは当然のことですが、大阪府としては、このような差別解消法を取り巻く状況や、障がい者の理解を深めていくために、内容を充実させていくべきだと考えておりますので、そのスタンスとしてこの附則に述べさせていただきました。

　今後、具体的な相談事例の集積や状況を踏まえまして、努めてまいりたいと考えております。

○会長

マニュアルの説明はいかがですか。促進施策のマニュアルはどのようなものを考えられておられていますか。

　今の段階でわかっていることで結構ですので。これからであればこれからで結構です。

○事務局

現時点で考えていることですが、例えばホテルやレストランなどを利用する際の場面を想定し、例えば、ホテル等におきまして、予約を受け付けたときには、このような点に留意するべきではないか、予約にあたってのホームページ等の周知においても、障がい種別の特性に応じてこのような配慮ができるのではないか、そのような予約の場面、例えば実際に、ホテルやレストランにおきまして食事やサービスを提供するにあたって、例えば点字メニューの作成やそういった場面ごとにこのような配慮ができるということを具体的に記すような、流れを追ったマニュアルを策定したいと、現時点では考えております。

○事務局

地域支援協議会の状況ですが、ご質問がございました。

　支援地域協議会は、この設置目的は、あくまでも地域の差別解消の取組みのネットワークの場ということで、現在、市町村におかれましては、いろいろな形でご検討いただいているということで、まだ詳細の状況は十分把握できていませんが、いろいろと協議されていると聞いております。

　職員対応要領に関して、規定と要綱の違いについてご質問がございました。

　大阪府の法規上の取り扱いとして、上級職員が下級職員に対して、その職務を引き継ぐための訓令、いわば命令というものについては訓令という形で、これについては対応規定としております。それ以外の部分、研修を実施するなど、それ以外の部分については要綱と整理をさせていただいております。

　出前講座の内部障がいの取り扱いについては、今後、事業主のプロポーザルを設けて、来年度進めたいと思いますので、また受ける企業等を含めてご相談していきたいと思います。

○会長

よろしいですか。

○委員

答えていただきたいのですが、あっせんなど協議会合議体で合理的配慮の不提供は取り扱われるのかどうなのか、という点と、教育委員会の対応要領の事例について盛り込むことができるのか。

○会長

いかがですか。

○事務局

合理的配慮の件です。

　まず、協議会のあっせんについては、知事による勧告であるとか公表という措置につながっていくというところで、それは法的な義務である不当な差別的取扱いに限定すべきであろうと、あっせんの対象とはしておりません。

　ただし、協議会の合議体として、広域支援相談員が合理的配慮の事案を解決するにあたっての助言という形で、関与するという形を条例の中で規定しております。

○委員

別に、勧告までいきたいと思っているわけではなく、むしろ穏便に解決することを障がい者団体も望んでおりますが、ただ、合理的配慮の不提供だからといって、あっせんの内容に含まれないことになると、逆に勧告・公表にもいけない。逆にそこで裁判するしかなくなるという事態も考えられないかなと思いまして。あっせんの中身についてはこれからの~~議~~事案を積み上げる中で、やはり、合理的配慮の不提供についてこのように対応すべきだというような中身を示していく方向で、ご検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○事務局

　繰り返しになりますが障害者差別解消法においては、事業者における不当な差別的取扱いは法的義務、事業者における合理的配慮の不提供については努力義務という形で分けていると、そのような法律の規定を前提として、今後その法律を施行するに当たって、ご指摘のような事案がどのようになるのかということを、これから事案を積み重ね、検証していきたいと考えております。

○会長

大阪府教育委員会の担当の方どうぞ。

○事務局

　大阪府教育委員会です。

　この差別解消法がこの４月から施行されるということで、教育委員会としては国の職員対応要領の提示が大変遅くなるということを聞いておりまして、昨年度の年度当初から、それを待っていれば、学校現場が４月以降、非常に混乱が起こるだろうということを考え、府の教育委員会内外でこのような現場の教職員の方が困らないようにするということで、ワーキンググループを設けました。

　そこで、どのような学校現場の具体例があるかを、後は教職員がするための合理的配慮、例えばこの研修の資料にも書いてあるのですが、ポイントとしては本人、保護者と学校が丁寧に話し合うことが大切と、学校としては組織的な相談体制を整備しましょう、ポイントとしては、ほかに参加する機会を保障しましょうとか、願いを聞き話し合いましょうとか柔軟に対応しましょうとか、それ以外に合理的配慮と基礎的環境整備との関係なども、いろいろ工夫をして作成しました。

　これを半年間かけて作成し、残り、後半の半年は、あらゆる機会を捉まえ、教職員や学校現場の方向けに研修や周知をしてきたところです。

　この部分の項目を、対応要領の中に含めるかどうかについても話し合いをしてきたのですが、障がい者差別部会で、それでしたら学校における留意点を、今回お示しさせていただいた形で、研修資料について示されていることについて留意されたいと入れるとどうですか、と助言いただきましたので、教育委員会としては　そのような形で留意を追加しました。

　あと、パブリックコメントでも、この研修の資料が見えない、わからないというご意見もございましたので、大阪府教育委員会のホームページにアップさせていただきました。

　また４月以降、この研修に基づいて動いていくわけですが、４月以降にこのような事例があったとか、いろいろな相談が出てくると私は思っており、それについては、必要に応じ、研修資料を見直していって、必要な研修・周知を継続的に行っていきたいと思っております。

　以上です。よろしくお願いいたします。

○会長

どうぞ。

○委員

　聞きたかったのは、私たちは、病院との関係が多いのですが、府立５病院などは直営ではないと言うと変ですが、形が変わっていると思うのですが、ここはどのように判断するのか。いわゆる大阪府職員並みで考えていいのかどうか、そこを教えてください。

○会長

府立病院ということですね。

○事務局

お答えさせていただきます。

　法上、対応要領を策定する義務があるのは国または独立行政法人、地方公共団体は、地方公共団体の機関と地方独立行政法人のうち、公営企業型の法人を除く地方独立行政法人には対応要領が努力義務とされています。

　ということで、府立の５病院、病院機構に関しては、公営企業型地方独立行政法人となりますので、対応要領策定の対象から法的には外れております。

　この場合は、国は総合的、一体的に差別解消の取組みの政策を進めるために、基本方針を閣議決定しており、それぞれの事業所を管轄する主務大臣がこの基本方針に即して対応方針を示し、主務大臣がその事業分野ごとに適切に差別解消の取組みが行えるよう、対応指針、いわゆるガイドラインを示しております。

　ということで、府立病院機構に関しては、厚生労働大臣が定めるガイドラインに基づき、差別解消の取組みを自主的に取り組んでいただくというしつらえになっております。

○会長

一応、公務員と教員と警察官とは、当面、即始めるが、民間団体や外郭団体とおっしゃいましたが、あるいは私学に対してどのように考えているのかは、これからの相談や、合理的配慮の不提供事案が出るとか、あっせんがうまく成立しない事案が出るとかという中で考えていくということで、本日の段階ではいいのでしょうか。

　時間が過ぎてしまいましたので、いくつか課題も多い。マニュアルもそうですし、相談員を置くが、その事例についてどのように内容を検討するか、多くの課題が残っていますが、ともかく、最初のステップということで事業をしていただき、検討を積み重ねていただきたいと思います。

　この条例について不都合な点が出れば、また見直しをしていただく。特に、委員がおっしゃいましたが、当事者も交えて意見を聞くようにしていただきたいということをお願いし、きょうのまとめに変えたいと思います。

時間が超過しましたが、マイクを事務局にお返しします。

○事務局

ありがとうございました。

　それでは、以上で、「第３９回　大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。

（終了）